

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水貯蔵タンク廻りに設置されている電線管中継箱に腐食が認められたため、当該中継箱を点検・修理	D	
2	2号機	復水貯蔵タンクの雨仕舞に腐食（孔食）が認められたため、当該雨仕舞を点検・修理	D	
3	2号機	定期事業者検査時に点検のため安全処置として外されていた制御棒駆動水圧系駆動水昇温装置用論理回路のヒューズが、復旧されていないことが認められたため、対応検討	C	
4	2号機	タービン建屋換気空調系北側給気処理装置内のフィルタ温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉補機冷却系ポンプ（B）軸受潤滑油供給器の取付け接続部に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	復水移送ポンプ（A）の反カップリング側メカニカルシール部より水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	所内ボイラ（B）給水元弁の操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
8	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク油冷却器冷却水配管の工事施工図にて指示されている配管仕様（厚さ）に対し、異なった仕様の配管を発注し使用していることが認められたため、対応検討	C	
9	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）濃縮廃液排出用蒸気入口弁の電磁弁制御用電線管の外れが認められたため、当該電線管を交換	D	
10	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の送風機（A）用電動機点検において、プーリーに磨耗が認められたため、当該プーリーを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の送風機（B）用電動機点検において、プーリーに磨耗が認められたため、当該プーリーを修理	D	
12	6号機	定期検査成績書確認において、「原子炉建屋気密性能検査記録（原本）」の一部が検査実施主管グループより技術グループに移管されておらず、所在不明となっているため、対応検討	C	
13	6号機	タービン補機冷却系の高圧復水ポンプ（C）潤滑油冷却器用冷却水出口温度計のガラスカバーにひび割れが認められたため、当該ガラスカバーを交換	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ脱気器（A）入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
15	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器（A）の差圧が高く、詰まり気味であるため、当該ろ過器を点検・修理	対象外	
16	その他	使用済燃料輸送容器保管庫1階西側換気空調系給気ダクトの防火ダンパ動作確認用手动操作箱（2箇所）に開固着による操作不能が認められたため、当該操作箱を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで